

地域密着型サービス等 整備推進事業の概要

1

東京都福祉局
高齢者施策推進部施設支援課
グループホーム整備推進担当

地域密着型サービス等（都市型軽費老人ホームを除く。） に対する補助金について

- 認知症高齢者グループホーム整備促進事業

- **地域密着型サービス等整備推進事業**

- ① 小規模多機能型居宅介護
- ② 看護小規模多機能型居宅介護
- ③ 地域密着型特別養護老人ホーム
- ④ ③に併設されるショートステイ
- ⑤ 認知症対応型デイサービスセンター
- ⑥ 地域包括支援センター 等

目次

- 令和 6 年度の改正点について……………P.4-6
- 補助制度の概要……………P.7-17
- 開設後の注意事項……………P.18-19
- 関係資料一覧……………P.20

令和6年度の改正点について（1）

○ 大規模修繕等への補助を追加

大規模修繕等を補助対象に追加する。

- ・補助方式：間接補助 都→補助事業者（区市町村）→間接補助事業者
- ・補助対象：既存施設の大規模修繕等に必要な経費。

ただし、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）等の他の補助金との併用不可。

- ・補助基準額等：

補助対象施設	補助上限 (1施設あたり)	補助下限 (1施設あたり)	補助率
地域密着型特別養護老人ホーム	1,540万円	80万円	都1/4 区市町村1/4 事業者1/2
小規模多機能居宅介護事業所 看護小規模多機能居宅介護事業所	773万円		

※本事業の実施は区市町村の任意。実施状況については、所在地の区市町村に問い合わせること。

令和6年度の改正点について（2）

○ 改築等への補助を追加

「増築」「改築」「増改築」の整備区分を設け、補助対象とする。

- ・補助方式、補助対象施設、補助額及び補助率は、全区分において「創設」と同様

※ 増築の場合の補助額は、補助単価を定員で割るなど合理的な方法を用いて算出

整備区分	整備内容
創設（開設）	新たに施設等を整備
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備
改築（再開設）	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備（移転改築を含む）
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備する際に現在定員を増員

令和6年度の改正点について（3）

- 物価スライド方式を導入し、「高騰加算」から「物価調整額」に名称変更・増額

【R5】

区分等		補助額（千円）		
		基準額	高騰加算	合計
地密特養 定員29人の場合	その他の地域	64,700	25,880	90,580
	整備促進地域（※）	97,050	25,880	122,930
小多機・看多機 宿泊定員9人の場合		31,950	7,987	39,937

【R6】

区分等		補助額（千円）		
		基準額	物価調整額	合計
地密特養 定員29人の場合	その他の地域	64,700	54,210	118,910
	整備促進地域（※）	97,050	54,210	151,260
小多機・看多機 宿泊定員9人の場合		31,950	20,470	52,420

※ 整備促進地域

特別養護老人ホームの整備率が2.0%未満の区市町村の申請に基づき指定する地域。
指定地域では補助基準額を1.5倍とする。

補助制度の概要

事業の目的

地域密着型サービス等整備事業に係る費用の一部を補助し、整備促進を図る。

補助の方式

実施主体 : 区市町村

補助の方法 : 間接補助 都→補助事業者（区市町村）→間接補助事業者

※事業者の指定・指導等は区市町村が行う

※区市町村で定める「介護保険事業計画」における「日常生活圏域ごとの面的整備計画」に基づき、区市町村が設置を認め、事業者指定が行われる見込みがあることが前提

参考：用語の定義

補助事業者	事業を実施する区市町村又は間接補助事業者に補助を行う区市町村
間接補助事業者	区市町村（補助事業者）がこの事業の目的のために補助金を交付する、地域密着型サービス等の建物を整備する運営事業者、土地所有者又は建物所有者
運営事業者	地域密着型サービス等を運営する区市町村又は法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、株式会社等）

【事業者創設型等整備事業】

整備区分

①創設（開設）

新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）

②増築（床）

既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。

③改築（再開設）

既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること（一部改築を含む。）

※ 1 取り壊し費用も対象とすることができる。

※ 2 既存施設等に移転して改築する事業を含む。

この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。

※ 3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。

④増改築

既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）

※ 1、※ 2 について同上。

整備手法

①事業者整備型（事業者創設型・事業者改修型）

運営事業者が、自ら設置運営する目的で建物を整備（新築・買取・改修）するもの

②オーナー整備型（オーナー創設型・オーナー改修型）

土地・建物所有者が、運営事業者に貸し付ける目的で建物を整備（新築・買取・改修）するもの

補助額の概要

	基本単価	加算単価
	【地域医療介護総合確保基金】都10/10 ※GH等併設の場合は単価1.05倍	【都単独補助】都3/4 区1/4
地密特養	4,880千円/床	整備促進地域・定員29人の場合 151,260千円
地密特養併設ショート	4,880千円/床	7,900千円/定員
小多機・看多機	36,600千円/施設	定員9人の場合 52,420千円
定期巡回随時対応型	6,470千円/施設	—
認知症対応型デイ	13,000千円/施設	—
その他（地域包括等）	（種別ごとに単価設定）	—

※ 整備促進地域

特別養護老人ホームの整備率が2.0%未満の区市町村の申請に基づき指定する地域。
指定地域では補助基準額を1.5倍とする。

※ 加算単価の有無は各区市町村の任意。実施状況については、計画地の区市町村に確認すること。

基本単価表

1 対象施設	2 配分基礎単価	3 単位
地域密着型サービス等の整備		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円	整備床数
小規模介護医療院	61,000千円	施設数
小規模養護老人ホーム	2,600千円	整備床数
小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円	整備床数
小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470千円	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円	施設数
認知症対応型デイサービスセンター	13,000千円	施設数
介護予防拠点	9,710千円	施設数
地域包括支援センター	1,300千円	施設数
生活支援ハウス	38,900千円	施設数
緊急ショートステイの整備	1,300千円	整備床数
施設内保育施設	13,000千円	施設数
介護施設等の合築等		
上記の地域密着型サービス等の整備の事業対象施設及び認知症高齢者グループホーム、小規模介護老人保健施設又は都市型軽費老人ホームのいずれかと合築・併設する場合	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる

加算単価表

対象施設	補助基準額（物価調整額含む）		補助率
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	宿泊定員		3/4 (※2)
	1人:	1,230 千円	
	2人:	7,630 千円	
	3人:	14,020 千円	
	4人:	20,420 千円	
	5人:	26,820 千円	
	6人:	33,220 千円	
	7人:	39,620 千円	
	8人:	46,020 千円	
地域密着型特別養護老人ホーム	整備促進地域（※1）		3/4 (※2)
	定員		
	～15人:	10,520 千円	
	16人:	20,570 千円	
	17人:	30,620 千円	
	18人:	40,670 千円	
	19人:	50,730 千円	
	20人:	60,780 千円	
	21人:	70,830 千円	
	22人:	80,890 千円	
	23人:	90,940 千円	
	24人:	100,990 千円	
	25人:	111,050 千円	
	26人:	121,100 千円	
	27人:	131,150 千円	
	28人:	141,210 千円	
	29人:	151,260 千円	
	地域密着型特養併設ショートステイ	定員 1人当たり	
区市町村所有地活用モデル加算	1か所当たり	10,000 千円	

※1 特別養護老人ホーム（広域型・地域密着型の合計）の整備率が2.0%未満の区市町村からの申請に基づき、東京都が指定する。

※2 区市町村が実際に支出する額と補助基準額とを比較し、少ない方の額の4分の3（千円未満切捨て）を都から区市町村に対して補助する。残りの4分の1については区市町村負担が必要。

補助対象経費

- **工事費**又は**工事請負費**
- **工事事務費**（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）
→なお、工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限度とする。

補助対象外経費

- 土地の買収又は整地に要する費用
- 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- その他施設整備費として適当と認められない費用

※都からの補助内示後に入札・契約・工事着手をすること。

（内示前に契約済みのもの、整備着手しているものや整備済のものは補助対象外）

補助額の例

認知症高齢者グループホームと小規模多機能を併設する場合
 (GH 2 ユニット (重点的整備促進地域)、小多機宿泊定員 9 名とする)

		GHへの補助	小多機への補助
GH整備促進事業	基準額	※2 93, 500	—
	併設加算	10, 000	
	基金加算	※3 38, 430	—
地域密着型整備推進事業	基本単価	—	※3 38, 430
	加算単価※1	—	※2 52, 420
小計		141, 930	90, 850
補助額合計		232, 780千円	

※1 区市町村によっては加算を実施していない場合あり。

※2 物価調整額を含む。

※3 合築・併設がある場合の単価。

区市町村所有地活用モデル加算

加算単価による補助を受ける小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホームの整備事業のうち、区市町村所有地を貸し付け、整備する場合に加算される。

- 対象種別：小多機、看多機、地密特養
- 補助額： 1か所あたり10,000千円
- 補助率： 都10 / 10

※加算単価による補助をうける場合のみ加算される。

【大規模な修繕等を実施する事業】

- 既存施設の大規模修繕等（施設の整備と一体的に整備されるものであって、東京都知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な経費を補助する。
- 補助対象：**工事費又は工事請負費**
工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）
→なお、工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限度とする。
ただし、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）等の他の補助金との併用不可。
- 補助基準額等

補助対象施設	補助上限 (1施設あたり)	補助下限 (1施設あたり)	補助率
地域密着型特別養護老人ホーム	1,540万円	80万円	都1/4 区市町村1/4 事業者1/2
小規模多機能居宅介護事業所 看護小規模多機能居宅介護事業所	773万円		

※本事業の実施は区市町村の任意。実施状況については、所在地の区市町村に問い合わせること。

開設後の注意事項

開設後の注意事項

1 財産処分について

補助金の交付を受けて整備（改築・修繕等を含む）を行った地域密着型サービス事業所については、財産処分の制限期間を経過するまでは事業の目的通りに使用していただくことが必要です。

（財産処分の制限）

しかしながら、近年、財産処分の制限に反して、土地・建物に根抵当権が設定された事例や、所有権を譲渡した事例が発生しています。財産処分に該当すると思われる場合は、必ず事前に区市町村にご相談ください。

財産処分の主な事例等は、別紙「認知症高齢者グループホーム整備促進事業の財産処分の制限について」をご確認ください。

※認知症高齢者グループホームについて記載されていますが、地域密着型サービス等整備推進事業についても、財産処分の考え方は基本的に同じです。

関係書類一覧

- 地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱
- 令和6年度地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱
- 令和6年度地域密着型サービス整備促進地域指定基準
- 認知症高齢者グループホーム整備事業審査要領【事業者整備型・オーナー整備型】

※認知症高齢者グループホームについての記載ですが、地域密着型サービス等整備推進事業においても、上記審査要領を参照してください。

※令和6年度に適用される実施要綱等については、決定次第HPに掲載します。

※ご質問等お問い合わせは、HPの質問フォームへ